

# 求職者支援制度に寄宿手当ができました！

「求職者支援制度」を活用して「公的職業訓練」を受けるために、同居の配偶者などと別居して寄宿する場合、「職業訓練受講給付金」（月10万円+通所手当）に加え、原則月に10,700円の「寄宿手当」が支給されます。

## ① 「寄宿手当」の支給対象

寄宿手当の支給対象となるのは、以下の①～③のいずれかに該当するため、公的職業訓練の訓練施設に付属する**宿泊施設やその他の施設**（アパート、貸間、下宿など）に**寄宿**する必要があるとハローワークが認めた方です。

- ① 通常の交通機関を利用して通所するための**往復所要時間がおおむね4時間以上**であるとき。
- ② 交通機関の始（終）発などの便が悪く、**通所に著しい障害**を与えるとき。
- ③ 訓練を受講する**訓練施設の特異性**によって寄宿を余儀なくされるとき。

**！ 「寄宿手当」は「職業訓練受講給付金」が支給されないときは、支給されません！**

## ◆ 「求職者支援制度」と「職業訓練受講給付金」

求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、公的職業訓練（\*）によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。**一定の要件を満たす方には、訓練期間中に職業訓練受講給付金（月額10万円+通所手当+寄宿手当【新設】）**が支給されます。

- （\*）・「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を**原則無料**※で受講できます。※テキスト代などは自己負担。  
・「求職者支援訓練」には、社会人としての基礎的能力と短時間で習得できる技能を習得するための「基礎コース」と、特定の職種の職務に必要な実践能力を習得するための「実践コース」があります。  
・訓練期間中も訓練終了後も**ハローワークが積極的に**就職支援を行います。

### 求職者支援制度の対象となる方

- 1 ハローワークに求職の申込みをしていること
- 2 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 3 労働の意思と能力があること
- 4 職業訓練などの支援が必要であるとハローワークが認めたこと

「求職者支援制度」の利用には、**次の要件を全て満たすことが必要です。**

### 職業訓練受講給付金の支給要件

- 1 本人収入が月8万円以下（※1）
- 2 世帯全体の収入が月25万円以下（※1、2）
- 3 世帯全体の金融資産が300万円以下（※2）
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 全ての訓練実施日に出席している（※3）  
（やむを得ない理由がある場合でも、支給単位期間（※4）ごとに8割以上（※5）の出席率がある）
- 6 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない（※2）
- 7 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

「職業訓練受講給付金」の受給には、**次の要件を全て満たすことが必要です。**

- ※1 「収入」とは、税引前の給与などの他、年金その他全般の収入を指します（一部算定対象外の収入もあります）。「世帯全体の収入」は、事前審査において前年の収入が300万円以下であることを確認します。
- ※2 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。
- ※3 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課・早退した場合で、1実施日における訓練の2分の1以上に相当する部分を受講したのものについては、「1/2日出席」として取り扱います。
- ※4 「支給単位期間」とは、原則訓練開始日を起算日として1か月後に区切った個々の期間のことを指します。支給単位期間が一つ終わるごとに、ハローワークが指定した日にハローワークに来所し、「職業訓練受講給付金」の支給申請と職業相談を行います。
- ※5 「8割以上」の出席率とは、支給単位期間ごとに訓練実施日数から欠席した日数と「1/2日出席」した日数を控除して出席日数を算定（端数が生じた場合は切り捨て）し、支給単位期間ごとに訓練実施日数に占める当該出席日数の割合が8割以上であることを指します。



## ② 寄宿する場合の「職業訓練受講給付金」の手続きの流れ

訓練の受講申込みや「職業訓練受講給付金」の手続きは、原則として住居地を管轄するハローワークで行います。「職業訓練受講給付金」の手続きは、原則として**1回のみ行う「事前審査」と月ごとに行う「支給申請」**があります（どちらが欠けても職業訓練受講給付金は支給できません）。

### 1 求職申込み・制度説明

↓  
ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の説明を受ける。  
⇒ 求職者支援制度の活用を希望する場合、「2」の職業相談時に申し出る。

### 2 訓練コースの選択

↓  
ハローワークで職業相談を受けつつ、適切な訓練コースを選ぶ。  
⇒ 選択した訓練コースについて、受講申込み・事前審査のための必要書類を受け取る。

### 3 訓練の受講申込み

↓  
ハローワークで受講申込みを行う。  
「職業訓練受講給付金」の支給のために必要な添付書類を添えて、事前審査の手続きを行う。  
**★ 申込みの段階で寄宿することが分かっている場合は、寄宿の有無を申告する。**  
⇒ 「職業訓練受講給付金通所届」への記載が必要となります。  
⇒ ハローワークで受付印を押印した受講申込書を、訓練実施機関に提出する。

### 4 訓練実施機関による選考

↓  
訓練実施機関による選考（面接・筆記など）を受ける。  
⇒ 訓練実施機関から合否通知が届く。  
⇒ ハローワークから事前審査の結果（該当または非該当）が通知される。

「合格」の通知が届いたら

### 5 就職支援計画の作成・交付（支援指示）

↓  
訓練開始日の前日までにハローワークに来所し、就職支援計画書の交付を受ける。=「支援指示」



「支援指示」を受けなければ、訓練受講や職業訓練受講給付金の申請ができません！

### 6 寄宿開始

★ 「支援指示」を受けた後に寄宿を開始してください！ ★



ハローワークによる「支援指示」以降に寄宿を開始した場合でなければ、寄宿手当の対象になりません。

### 7 訓練の受講開始／指定来所日のハローワークへの来所

↓  
訓練を休まず受ける。



訓練を1時間でも欠席（遅刻・欠課・早退を含む）すると、「職業訓練受講給付金」は支給されません！ 欠席が「やむを得ない理由」にあたる場合でも、「やむを得ない理由」で欠席したことが分かる証明書類の提出と、支給を受けようとする支給単位期間ごとに8割以上の出席率が必要です。

原則として月に1回、ハローワークが指定する日（指定来所日）にハローワークに来所する。

- ・ 職業訓練受講給付金の支給申請を行う（月ごとに支給申請を行い、支給を受けます）。
- ・ 職業相談を受ける。

### 8 訓練の修了

★ 「職業訓練受講給付金」の支給は、訓練終了日分までとなります ★

### 9 指定来所日の来所（就職支援）

↓  
原則、訓練修了後3か月間は指定来所日にハローワークに来所し、職業相談を受ける。

★ 職業訓練受講給付金を受けるにあたっては、ハローワークへ支給申請書などの書類を提出する必要があります。  
★ 職業訓練受講給付金を受けるにあたっては、マイナンバーをおたずねします。

詳しい要件や手続きについては、住所地を管轄するハローワークにお問い合わせください。